

# 消防の動き



2010  
9  
No.474

- 「老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策」の取りまとめ
- 未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査(第2回)結果
- 平成22年度救助技術の高度化等検討会の開催
- 平成22年(1月~3月)における火災の概要(概数)



FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



# 命を救える人になろう。



あなたの手で、あなたの応急手当で、多くの命が救われます。  
救命講習にご参加ください。

# 9月9日は救急の日

救急車が到着するまで  
心臓マッサージで、AEDで、  
あなたがつなぐ  
救命のリレー。



緊急通報



心臓マッサージ AED

早い応急手当



速やかな搬送と  
救命処置



適切な  
医療処置

救急車の適正な利用をお願いします。

主催：総務省消防庁・厚生労働省・都道府県・市町村・日本医師会・日本救急医学会・全国消防長会 制作：財団法人救急振興財団

平成22年度「救急の日」啓発用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

# 就任にあたって



消防庁長官 久保 信保

消防庁長官就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、火災をはじめ各種災害から、地域の安心・安全を守るため、昼夜を問わず消防防災活動にご尽力いただいております全国の消防職員、消防団員及び消防防災関係者の皆様のご労苦に対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

我が国の消防は、関係各位のたゆまぬご尽力の積み重ねにより、制度、施策等各般にわたり着実な発展を遂げ、国際的にも高い水準となり、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしております。

しかしながら、その一方で、台風や集中豪雨等の自然災害や火災・事故等により、各地に大きな被害が発生しております。本年2月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震による津波や、3月に発生した札幌市グループホーム火災、6月以降の日本各地での大雨による被害などはいまなお記憶に新しいところです。また、本年7月には埼玉県消防防災ヘリコプターの墜落という大変心痛む事故も発生しました。

このような災害、事故等から国民の生命、身体、財産を守り、国民の安心・安全を向上させていくためには、消防の広域化や緊急消防援助隊の充実強化など消防組織における体制の強化とともに、災害時要援護者避難支援や消防機関と医療機関との連携を推進する必要があります。また、一般家庭における住宅用火災警報器の設置の推進や消防団や自主防災組織などの地域における総合的な防災力の強化も併せて積極的に取り組む必要があります。

現在消防庁では、消防団の充実強化についての検討や火災予防行政のあり方に関する総合的な検討等を行っており、様々な課題について消防関係者や有識者を交えて検討しています。今後とも全国の消防機関と一体となり、国民の皆様が安心して暮らせる安全な社会を確保していくため、全力を挙げて取り組んでいかなければなりません。

私は、消防庁長官として、国・地方を通ずる消防防災・危機管理体制の更なる充実強化を図り、消防の使命遂行に全力を尽くしてまいりたい所存でありますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



## 「老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策」の取りまとめ

予防課

### 1 はじめに

消防庁に設置されている「予防行政のあり方に関する検討会」（座長：平野敏右・東京大学名誉教授）では、昨年9月に大阪市東成区で発生した消火器の破裂事故等を踏まえ、老朽化消火器による危害防止の観点から調査・検討を進めてきたところであり、このたび、今後講ずべき安全対策に関する報告が取りまとめられましたので、その報告の概要について紹介します。

### 2 報告の概要

#### (1) 現状と課題

平成21年9月15日、大阪市東成区の屋外駐車場において、老朽化した消火器が破裂し、子どもが重傷を負うという事故が発生しました。その後、各地で同様の事故が

4件発生しています。

このこと等を踏まえ、老朽化消火器による危害防止の観点から、消火器のライフサイクルに沿って再点検を行うとともに、過去の事故情報の収集・分析を実施しました。

その結果、消火器の破裂事故は、昭和43年以降161件発生（消防庁及び社団法人日本消火器工業会把握分）しており、うち主要因が腐食とみられるものは74件ありました（内容不明の案件を除くと全体の5割以上）。また、破裂事故に伴う人的被害は、保守管理が不十分であったことにより、経年に伴って腐食が進んだものを操作、廃棄処理しようとする際に主として発生しており、放射操作時に本体容器が急激に加圧される「加圧式」（国内生産の約8割）の方が、常時圧力が蓄えられている「蓄圧式」と比較して、人的被害につながる危険性が相対的に高い状況となっています。



検討会の様子

従来、メーカーや消防機関等による広報啓発等が行われてきている中、同様の事故が散見される状況等を考慮し、よりユーザーの実情に即した対応に転換を図ることが必要と考えられます。

#### (2) 対応の考え方

上記(1)を踏まえ、消火器の製造から廃棄に至るまでの流れに沿って、次のとおり対応の考え方が整理され



ました。

### ① 製造段階

- ・メーカーにおいて、ユーザーが直接手にする消火器本体の表示を充実。特に、危害防止上の重要事項は「規格」で表示を義務付け（安全上の注意事項、メーカー連絡先、設計標準使用期間等）
- ・メーカー全体の取組として、より危害を生じにくい構造等の消火器を普及（「蓄圧式」への切替え等）

### ② 流通段階

- ・メーカー及び販売事業者を中心として、消火器の購入者に対し、危害防止上の情報を提供するとともに、家庭向けには「住宅用消火器」の設置を促進（パンフレットの配布、ディスプレイの工夫等）
- ・メーカー・販売事業者において、「蓄圧式」等の円滑な普及を促進（例えばコスト低減等）

### ③ 使用段階

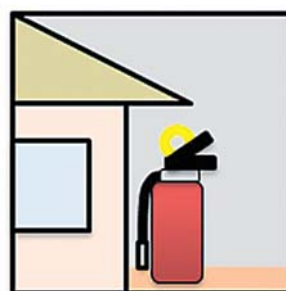
- ・関係事業者・消防機関において、消火器の適切な保守管理を推進するとともに、老朽化消火器の取扱いについて継続的に注意喚起
- ・消防庁が定める消火器の点検基準について、海外の例等を踏まえ内容を充実（加圧式・蓄圧式での区分け、長期使用品に関する「水圧試験」の導入、消火器本体への点検履歴の表示等）

〈点検基準リンク先〉 <http://www.fdma.go.jp/concern/law/kokuji/hen52/52030200150.htm>

### ④ 廃棄段階

- ・社団法人日本消火器工業会を中心として、老朽化消火器の回収受け皿を十分確保するとともに、住宅や事業所への定着を推進（廃消火器リサイクルシステムの各地域での体制確保、ごみカレンダーへの掲載等）
- ・同工業会を中心として、老朽化消火器の廃棄処理に伴う危害防止のための広報啓発を実施

### 〔主な事故発生パターンのイメージ〕



屋外や軒下等腐食しやすい環境に消火器を放置



経年に伴い、本体容器の腐食が進行



廃棄時等の放射操作に伴い、本体容器内の圧力が急激に上昇  
↓  
容器（特に底部）が圧力に耐えきれず破壊

関係行政機関、事業者団体等にあつては、相互に連携しながら、速やかにこれらの取組を進めていくことが求められました。このうち、消防庁での制度的手当て、メーカー全体としての「蓄圧式」への切替え等については、遅くとも来年度からの施行等が可能となるよう早急に作業を進めることが必要であるとされました。

## 3 おわりに

消防庁では、前記2(2)の対応の考え方を踏まえ、消防法令の改正等を行うとともに、より危害を生じにくい消火器への切替え等について、メーカー団体に対し具体的な計画の策定を求め、その後の進捗についてフォローしていく予定です。

# 未届の有料老人ホーム に対するフォローアップ 調査(第2回)結果

予防課

## 1 はじめに

平成21年3月19日深夜、群馬県渋川市の老人ホームにおいて、在館者17名中死者10名、負傷者1名が生じるという痛ましい火災が発生しました。

消防庁ではこの火災を踏まえ、類似の火災の発生を防止するため、各都道府県に対し防火安全対策の徹底を図るよう要請するとともに、未届の有料老人ホームにお

る防火対策の実態について緊急調査を実施し、同年6月に結果を公表しました。

この緊急調査の結果、未届の有料老人ホームについては、何らかの消防法令違反がある施設が全体の約8割を超える高い割合であったことを受けて、引き続きその後の改善状況等について調査を行うこととし、この度、本年4月30日を調査基準日とする第2回のフォローアップ調査の結果を取りまとめましたので、紹介します。

## 2 未届の有料老人ホームに対する フォローアップ調査(第2回)の結果

### (1) 調査対象

出火建物は、老人福祉法上の有料老人ホームの届出を行っていなかった施設であり、行政の目が十分行き届いていない同種の施設等が他にも存在することが推定され

ることから、緊急調査を行った平成21年4月30日現在における老人福祉法第29条に定める有料老人ホームの届出が行われていない施設を対象としました。

### (2) 何らかの消防法令違反がある未届の有料老人ホーム

今回のフォローアップ調査の結果では、調査対象382施設のうち58.6%に当たる224施設において、何らかの消防法令違反が認められました。昨年4月の緊急調査時点では、調査対象446施設のうち85.7%に当たる382施設において消防法令違反が認められていましたので、その時点と比較すると減少はしているものの、依然として高い違反率となっています。

一方で、1施設当たりの違反指摘項目数を見ると昨年4月末には3.3件でしたが、本年4月末には1.6件まで半減していました。

### ○施設数

	合計	6 項 口 (※1)	6 項 ハ (※2)
施設数	382	307	75
何らかの消防法令違反があるもの	224	184	40

※1 (6)項口 主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する社会福祉施設等  
消防法施行令別表第一(6)項口に定める施設で、有料老人ホームの場合、主として要介護状態にある者を入居させるものをいう。

※2 (6)項ハ その他の社会福祉施設等

### ○消防法令違反の状況

	合計			6 項 口			6 項 ハ		
	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率
消 火器具	376	14	3.7%	307	11	3.6%	69	3	4.3%
防 屋内消火栓設備	46	10	21.7%	33	8	24.2%	13	2	15.4%
用 スプリンクラー設備	181	16	8.8%	177	15	8.5%	4	1	25.0%
設 自動火災報知設備	355	29	8.2%	307	26	8.5%	48	3	6.3%
備 消防機関へ通報する火災報知設備	337	22	6.5%	305	19	6.2%	32	3	9.4%
等 誘導灯	361	73	20.2%	287	60	20.9%	74	13	17.6%
防火管理者選任	328	44	13.4%	288	39	13.5%	40	5	12.5%
消防計画	328	59	18.0%	288	54	18.8%	40	5	12.5%
消防訓練	328	95	29.0%	288	89	30.9%	40	6	15.0%
防災物品	382	101	26.4%	307	80	26.1%	75	21	28.0%
消防用設備等点検報告	380	105	27.6%	307	90	29.3%	73	15	20.5%
防火対象物定期点検報告	41	21	51.2%	33	18	54.5%	8	3	37.5%
避難管理	382	24	6.3%	307	20	6.5%	75	4	5.3%
上記以外の消防法令に係る何らかの違反	382	15	3.9%	307	14	4.6%	75	1	1.3%
建築基準法令に係る何らかの違反	382	116	30.4%	307	100	32.6%	75	16	21.3%

※違反率については、四捨五入の関係より100%とならないことがあります。

### (3) 主な消防法令違反の状況

今回の調査結果では、主な消防法令違反の項目として、スプリンクラー設備に係る違反が16件で8.8%、自動火災報知設備に係る違反が29件で8.2%、消防訓練の実施に係る違反が95件で29.0%となっていました。

## 3 未届の有料老人ホーム等を含めた社会福祉施設に対する防火安全対策の推進

今回の調査結果によると、消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められる施設が依然として約6割に達していることから、小規模な施設や未届の施設であっても、管内にある施設等を把握できるような体制構築を図ることはもちろんのこと、その後の指導においても、福祉部局の設備整備補助等の活用も含め、以下の事項等を関係部局と連携して行うことが必要です。

#### (1) 違反是正の徹底

いまだに違反が是正されていない対象物については、各自治体が定める違反処理基準等に基づき適切な履行期限を設定した警告、措置命令を速やかに行うなど、より一層の違反是正の徹底を図ること。

#### (2) 改正消防法施行令への早期適合

平成18年の長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19

年政令第179号)により、平成21年4月1日より社会福祉施設等のうち主として自力避難困難者が入所するもの(消防法施行令別表第一(6)項口)については、防火管理者の選任及び消防用設備等の設置基準が強化されていることから、改正基準への早期適合に係る指導の強化を図っていくこと。

#### (3) 自力避難困難な入所者の避難を支援する対策

社会福祉施設等の入所者には、自力避難が困難な者が多数含まれていることが多いことから、入所者の避難対策を確保するため、特に施設職員等による避難誘導・介助体制の強化が必要であり、新(6)項ハを含め、規制の対象とならない施設であっても早期火災覚知対策を確保するとともに、入所者の避難誘導体制を確保すること。

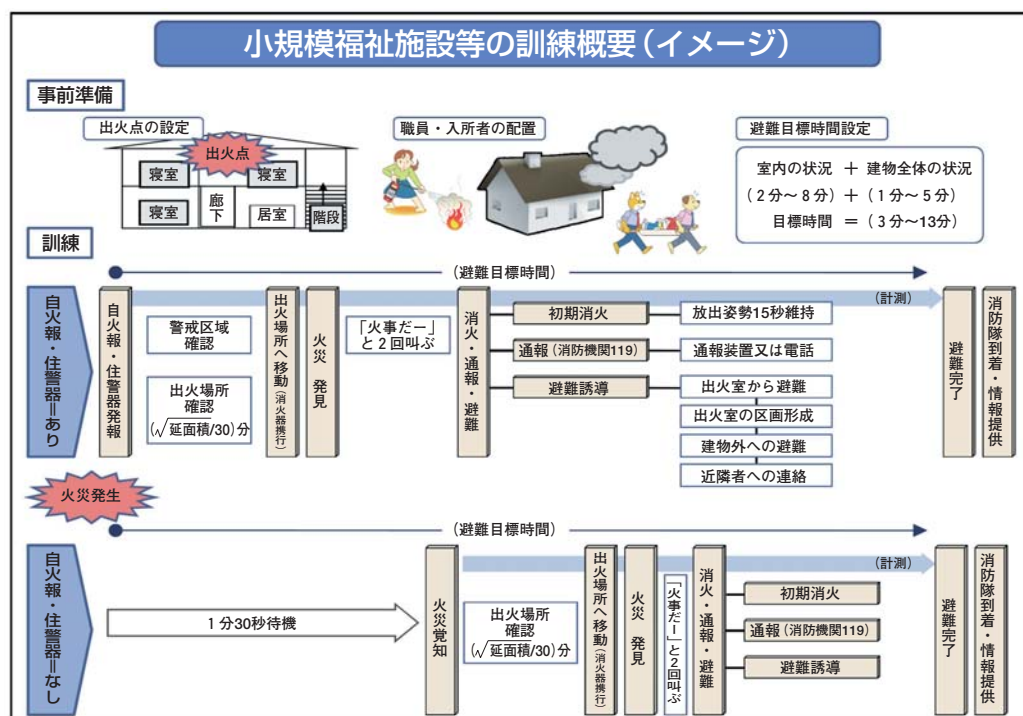
このため、小規模社会福祉施設等における避難誘導体制の確保の徹底を目的に、一定の時間内に避難誘導等が完了することを検証する方法を取り入れた「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」が全国消防長会において策定されているので、このマニュアルを活用した訓練の推進により、施設等の実情に応じて総合的に実効性の高い避難対策が講じられること。

#### 【小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル】

本マニュアルは、平成元年の社会福祉施設等夜間防火管理体制指導マニュアルを基に、全国消防長会において平成21年10月27日に小規模社会福祉施設等向けに修正されたもので、小規模である

ことに加えて、職員が極めて少数であるため、対応事項は避難誘導等を重点に絞り込み、防火管理義務のない施設等でも最低限の対応ができるように指導できるよう作成されたものです。

特に自動火災報知設備等の設置の重要性を示すことにより、既存経過措置期間中の施設等については早期設置を促すとともに、設置義務のない施設等についても自主設置を促進することが必要です。



## 平成22年度救助技術の高度化等検討会の開催

参事官

### 1 目的

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が危惧されている我が国においては、大規模地震災害時に有効な救助技術を明確化するとともに、こうした救助技術を活用した救助部隊の運用について構築し、大規模地震災害時における救助隊の活動能力の向上を図ることが喫緊の課題です。

特に、救助隊には、大規模地震災害時に多数の要救助者が発生することが予想され、困難かつ専門性を要する座屈耐火建物等における救助活動が求められます。

そこで、平成22年度は、がれき災害に特化している米国の救助技術・体制等を参考に、我が国の災害実態、組織・体制、保有資機材等を考慮しつつ、「座屈耐火建物における救助活動(技術)」をテーマに救助技術の高度化等検討会を開催します。



第1回救助技術の高度化等検討会の様子

### 2 検討項目

- (1) がれき災害に特化している米国救助技術の有効性の検証
- (2) 座屈耐火建物等における救助技術の整理
- (3) 資機材等の強度の確認
- (4) その他、必要な事項

### 3 検討期間

平成22年7月15日～平成23年3月31日

### 4 検討結果

本検討会の検討結果については、平成23年1月を目途に取りまとめる予定です。

#### 平成22年度救助技術の高度化等検討会構成員

(五十音順、敬称略)

#### (座長)

小濱 本一 (全国モーターボート競走施行者協議会専務理事)

#### (構成員)

加賀谷敦己 (全国消防長会事業企画課長)

草場 秀幸 (在日米海軍統合消防局佐世保署訓練課  
ドリルマスター)

月成 幸治 (北九州市消防局警防部警防課長)

中島 康 (東京都立広尾病院救急診療科医長)

根本 壯吉 (川崎市消防局警防部担当部長)

廣川 幹浩 (総務省消防庁消防大学校消防研究センター  
研究官)

藤井 俊幸 (名古屋市消防局消防部特別消防隊長)

松井 晶範 (東京消防庁警防部救助課長)

吉村 晶子 (独立行政法人防災科学技術研究所地震防災  
フロンティア研究センター特別研究員)

#### (オブザーバー)

谷本 裕幸 (総務省消防庁消防・救急課救急企画室課長補佐)

宮川 克広 (総務省消防庁国民保護・防災部防災課応急  
対策室課長補佐)



## 平成22年(1月～3月)における火災の概要(概数)

防災情報室

### 1 総出火件数は1万2,834件、前年同期より1,332件の減少

平成22年(1月～3月)における総出火件数は、1万2,834件で、前年同期より1,332件減少(-9.4%)しています。

これは、おおよそ1日当たり143件、10分ごとに1件の火災が発生したことになります。

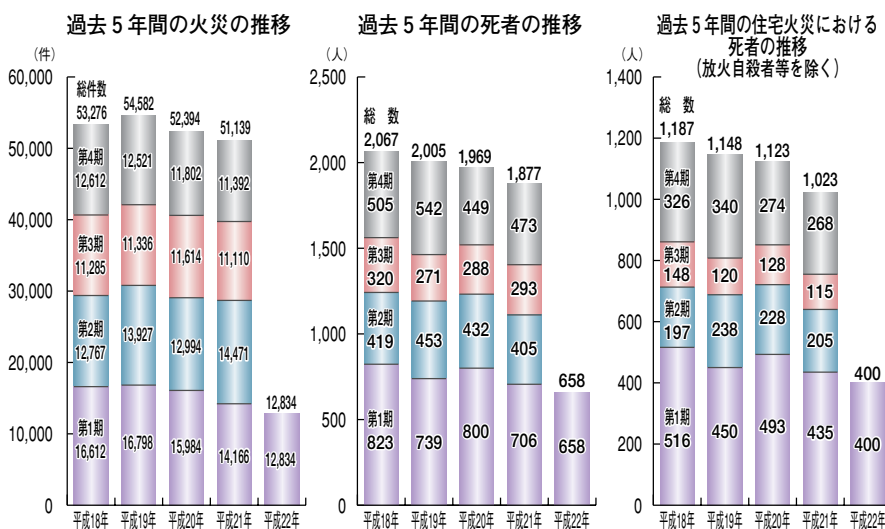
また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

平成22年(1月～3月)における火災種別ごとの出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	7,771	60.6%	△407	△5.0%
車両火災	1,190	9.3%	△94	△7.3%
林野火災	457	3.6%	△73	△13.8%
船舶火災	20	0.2%	△3	△13.0%
航空機火災	1	0.0%	△1	△50.0%
その他火災	3,395	26.5%	△754	△18.2%
総火災件数	12,834	100.0%	△1,332	△9.4%

### 2 総死者数は658人、前年同期より48人の減少

火災による総死者数は658人で、前年同期より48人減少(-6.8%)しています。



※1 本年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用  
 ※2 第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

また、火災による負傷者は2,239人で、前年同期より116人減少(-4.9%)しています。

### 3 住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)は400人、前年同期より35人の減少

建物火災における死者512人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、450人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと400人で、前年同期より35人減少(-8.0%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は87.9%で、出火件数の割合60.3%と比較して非常に高いものとなっています。

### 4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割以上が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)400人のうち、65歳以上の高齢者は257人(64.3%)で、前年同期より19人減少(-6.9%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ235人(38人の減・-13.9%)、着衣着火18人(8人の減・-30.8%)、出火後再進入13人(3人の増・+30.0%)、その他134人(8人の増・+6.3%)となっています。

### 5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

総出火件数1万2,834件を出火原因別にみますと、「放火」1,495件(11.6%)、「こんろ」1,220件(9.5%)、「たばこ」1,183件(9.2%)、「放火の疑い」1,091件(8.5%)、「ストーブ」777件(6.1%)の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせますと2,586件(20.1%)となっています。

### 6 住宅防火対策への取組

平成16年6月には、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける旨の消防法の改正が行われました。新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日からそれぞれ義務化が適用開始

となります。既存住宅について既に義務化されている地域もありますが、平成23年6月までには全国で義務化されることとなります。しかし、住宅火災による死者数を低減させるためには、住宅用火災警報器等の設置・維持義務が適用開始されることを待つことなく、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

また、平成20年12月には、「住宅用火災警報器設置推進会議」を開催し、同会議において、あらゆる主体が総力を結集して、住宅用火災警報器の設置推進を国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」及び「住宅火災死者の半減を目指して緊急アピール」が決定され、基本方針に基づいた早期普及に係る取組を強力に推進することとしています。

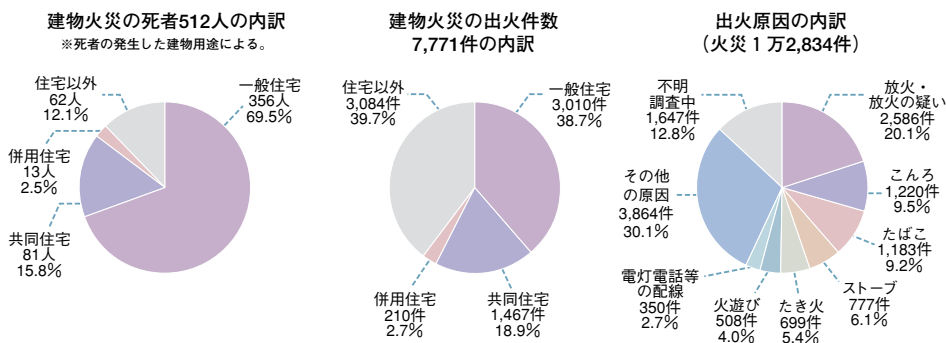
これらのほか、平成22年度は、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火対策推進シンポジウムを全国18か所で開催するほか、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行うなど、住宅用火災警報器等の早期設置促進活動を行う予定です。

## 7 放火火災防止への取組

平成22年(1月～3月)の放火及び放火の疑いによる火災は2,586件で、前年同期より576件減少(-18.2%)していますが、全火災の20.1%を占めており、依然として高い割合になっています。

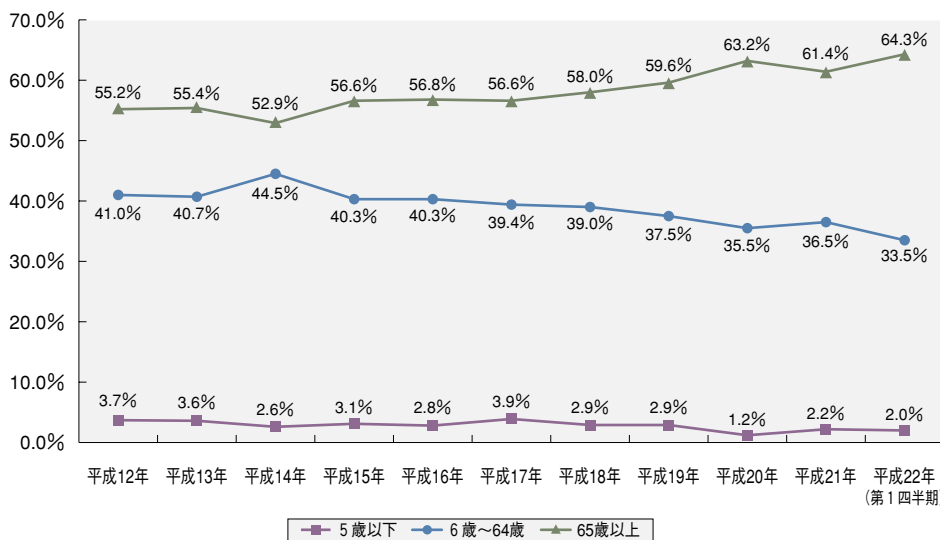
ソフト対策としては、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づき、チェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

また、ハード対策としては、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の開発・普及を促進するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、現在、全国4



### 住宅火災死者(放火自殺者等を除く)における年齢区分別割合の推移

※1 本年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用  
※2 住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。



地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

## 8 林野火災への取組

林野火災の件数は457件で、前年同期より73件減少(-13.8%)し、延べ焼損面積は274haで、前年同期より15ha増加(+5.7%)しています。

例年、春先に林野火災が多発していることから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について(平成22年3月2日消防特第34号)」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成22年は「消さないで 小さな命の 帰る場所」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

# 安全功労者・消防功労者表彰式の開催

総務課

## 平成22年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月1日(木)内閣総理大臣官邸において、仙谷由人内閣官房長官、河野栄消防庁長官などご臨席のもと、盛大に挙行されました。

安全功労者内閣総理大臣表彰は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業安全、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき、行われているものです。

平成22年安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者  
個人4名、団体2団体



安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者

## 平成22年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

去る7月6日(火)ホテルポール麹町「マーブル」において、河野栄消防庁長官、高木繁光日本消防協会会長、長澤純一日本消防設備安全センター理事長、益本圭太郎日本防火協会常務理事などご臨席のもと、盛大に挙行されました。

安全功労者総務大臣表彰は、「安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、もしくは教育又は災害の発生の防止もしくは被害軽減に尽力し、又は貢献した方々の士気高揚を図る」という目的で、消防職団員以外の個人・団体を受賞対象として行っているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、「国民の生命、身体、財産を災害から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び婦人(女性)防火クラブ員の士気高揚を図る」という目的で行っているものです。

平成22年度安全功労者総務大臣表彰受賞者  
個人21名、団体11団体

平成22年度消防功労者総務大臣表彰受賞者  
消防団員12名、婦人(女性)防火クラブ員5名

(※役職は7月6日現在のものです。)



消防功労者総務大臣表彰受賞者(消防団員)



消防功労者総務大臣表彰受賞者  
(婦人(女性)防火クラブ員)



安全功労者総務大臣表彰受賞者(個人)



安全功労者総務大臣表彰受賞者(団体)

# 全国女性消防団員活性化奈良大会の開催

## 防災課

去る7月29日(木)、奈良県奈良市の「なら100年会館」に、全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動の活性化を目的として全国女性消防団員活性化奈良大会を開催しました。

地域における消防防災体制の中核的存在として消防団に期待される役割は拡大しており、消火・防火だけでなく、救助、避難誘導、平常時における防災知識や応急手当の普及啓発など多様で幅広い活動が重視されるようになっていきます。

このような状況のもと、地域コミュニティと深いつながりがあり、きめ細やかな視点を持つ女性消防団員は、欠くことのできない大きな存在となっています。

今大会には全国各地から約2,500人の女性消防団員等の関係者が集まり、地域の垣根を越えて、お互いの活動について情報交流を行い、大変活気のある有意義な大会となりました。

### 開催日時及び場所

日 時：平成22年7月29日(木)10時30分～17時00分  
場 所：なら100年会館

### 大会テーマ

いにしへの都 奈良へようこそ  
「未来へつづく 女性消防団員の絆」

### 内 容

#### (1) 活動事例発表

- ① 高知県高幡消防組合中土佐消防団  
団員 山本カルメンさん



主催者挨拶をする久保信保消防庁長官

- ② 茨城県阿見町消防団 班長 入野 美穂さん  
③ 三重県桑名市消防団 分団長 後藤 昌子さん  
④ 埼玉県川口市消防団 団員 三隅美恵子さん
- (2) 火災予防啓発劇  
① 奈良県橿原市消防団  
② 兵庫県加古郡播磨町消防団  
③ 福岡県北九州市戸畑消防団
- (3) パネルディスカッション  
・コーディネーター  
財団法人日本消防協会 理事長 秋本 敏文さん  
・ゲストアドバイザー 映画作家 河瀬 直美さん  
・アドバイザー  
東京都赤羽消防団 副団長 小澤 浩子さん  
・パネリスト  
奈良県奈良市消防団 分団長 安田美紗子さん  
長野県下諏訪町消防団女性消防隊 隊長 両角真由美さん  
愛媛県松山市消防団 団員 岩崎 沙耶さん  
秋田県鹿角市消防団 団員 奈良日佐子さん
- (4) 記念講演  
プロ野球解説者 川藤 幸三さん

### 主催及び共催

- 〈主 催〉総務省消防庁  
財団法人 日本消防協会  
財団法人 奈良県消防協会  
第16回全国女性消防団員活性化奈良大会実行委員会
- 〈共 催〉奈良県、奈良市



活動事例発表をする三重県桑名市消防団

## ～第3回～

# 30以上の町会・自治会が参加した 共同購入の取組 (東京都江戸川区)

## 予防課

### ～イントロダクション～

- 地域コミュニティにおける住警器の普及・展開活動において、複数の町会・自治会が連携するには時間や労力が必要となる一方、より多様な活動が可能となるメリットがあります。
- 今回は、葛西地区の88の町会・自治会が加入する葛西地区自治会連合会において、共同購入等が未実施であった32の町会・自治会が参加した共同購入事例について紹介します。

### (1) 地域・取組主体の概要

葛西地区は、江戸川区のほぼ3分の1の人口と面積を占める地域である。葛西地区自治会連合会には、この葛西地区に存在する100の町会・自治会のうち、88が加入している。

この事例における共同購入では、既に共同購入等が実施されていた町会・自治会を除いた32の町会・自治会が参加し、共同購入を行った。

### (2) 共同購入の取組概要

葛西地区自治会連合会では、平成22年4月1日より設置が義務化される住警器の重要性をかんがみ、加入している町会・自治会で協議の上、平成21年6月～平成21年9月までの3か月で住警器の共同購入を実施した。共同購入においては、既に取組等が進んでいた町会・自治会以外の32の町会・自治会が参加した。

共同購入を行った結果、2万3,000個以上の申込みがあり、約4,700世帯への設置が行われた。また共同購入実施後も、購入したいという要望に応じて、同一の価格で購入できる即売会を複数回実施。これまでに5つの町会で

取組主体	葛西地区自治会連合会
人数等	葛西地区の88の町会・自治会が加入 加入世帯数は10万4,838世帯
消防署等	葛西消防署
職員数	183人
地域	江戸川区(特別区)
人口/世帯数	65万3,944人/28万1,705世帯
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報・周知 (テレビ・ラジオ等、掲示物・配布物、説明会、戸別訪問)</li> <li>●共同購入</li> <li>●販売会</li> <li>●集金方法の工夫</li> <li>●設置支援</li> </ul>

平成21年6月 共同購入の体制づくり・共同購入の実施

#### 工夫点

- ①丁寧な説明会による町会・自治会の連携体制の構築
- ②メディア活用、戸別訪問等による積極的な広報の実施
- ③共同購入による安価な購入
- ④集金への配慮
- ⑤高齢者のみの世帯等への設置支援

(展開期)

平成22年3月 他の購入希望者へ向けたフォローの実施

#### 工夫点

- ⑥更なる普及のための即売会実施

(フォロー期)

開催されており、計約1,800個の住警器が購入・設置された。



### (3) 工夫点の紹介

#### 工夫点①：丁寧な説明会による町会・自治会の連携体制の構築

##### ●実施内容

葛西地区自治会連合会には多くの町会・自治会が加入しているため、総会の他、いくつかの地域ごとに協議会が設置されているなど、階層だった組織となっている。この事例では、共同購入をスムーズに進めるために、総会において共同購入実施の決定やメーカーの選定が行われた後、協議会、さらにはそれぞれの町会・自治会の集會などの場で、丁寧な説明会が実施された。

説明会実施については地域の消防署に依頼し、住警器の設置が必要となる背景の他、共同購入の流れについても詳しく解説し、各町会・自治会が行う必要のある作業等について理解できるよう工夫を施した。また、取付けのイメージを持ってもらうため、取付け実演セットを作成するなど、視覚的にも分かりやすい説明を心がけた。

##### ●ポイント

住警器の設置については、個人が自らの意思で購入しなければならぬため、各個人の意識啓発が大きな課題となる。チラシ等による情報提供も重要ではあるが、一方で、購入の意思を固めるまでには、日頃からコミュニケーションをとっている町会や自治会からのアプローチが非常に大きな役割を果たすことが多い。この事例も、町会・自治会のコミュニティのつながりを活用して、普及に成功した事例の一つである。

コミュニティの規模が大きくなればなるほど、説明会等のきめ細やかな対応は難しくなる傾向がある。しかしながらこの事例を含め、大規模な取組においてもできる限り多くの場で説明会を行ったことが、後の効果につながったと見られるケースも多い。また、取組の規模が大きいくほど、既に取組が開始されている団体等との調整が必要なケースもある。こうした背景からも、丁寧な説明会の場を設けることが、活動の成功において重要なポイントであると考えられる。

#### 工夫点②：メディア活用、戸別訪問等による積極的な広報の実施

##### ●実施内容

地元の消防署より、地元のケーブルテレビに対して自治会連合会の取組の情報提供を行った結果、町会での説明会の様子が取材され、1週間の間放映された。なお、これまでも、例えば消防団の出初式や地域のお祭りに関する情報提供を行った結果、取材・放映される等、地

域とケーブルテレビ局間での比較的活発な連携が行われている。

また、地域の消防署と連携し、回覧等で共同購入の申込みを受け付けている期間、消防署員が戸別訪問を行い、住警器に関する説明を行った。

##### ●ポイント

地元のテレビ局や新聞社など、メディアに取り上げられることにより、広報効果はもちろん、取り組んでいる人のモチベーション向上も期待できる。この事例において、ケーブルテレビに取り上げられるきっかけとなったのは、自治会連合会からの情報提供であるが、取り上げられる・ないに関わらず、日頃よりメディアに対してこのように情報提供を行っておくことにより、必要な時に取り上げられる可能性が高まる。

また、「工夫点①」でも示したとおり、各個人の意識啓発という観点からは、戸別訪問等の各個人へのアプローチも重要な取組であるといえる。取組主体の規模が大きくなればなるほど、戸別訪問にかかる労力は大きくなるが、今回の事例のように消防署と連携する等の方法により実施することができれば、取組の更なる効果が期待できる。

#### 工夫点③：共同購入による安価な購入

##### ●実施内容

共同購入においては、まず自治会連合会が主体となってメーカーの選定や住警器配布の大まかな段取り等を行い、各町会・自治会は自らの地域の購入希望を取りまとめ、集金、配布を行った。「工夫点②」の広報も活用しながら共同購入を進めた結果、計2万3,000個以上の申込みが集まった。

##### ●ポイント

購入価格については、他の事例と同様、取りまとめて大量購入を行うことにより、一台あたりの購入価格を抑えることを実現している。

また、「工夫点①」に紹介した説明会の中では、各町会・自治会が負担する役割を理解しやすいよう、共同購入の流れを分かりやすくまとめたフローチャートを示すなどの工夫が施されたことが、円滑な共同購入実施へとつながったと考えられる。

#### 工夫点④：集金への配慮

##### ●実施内容

集金がスムーズに行われるよう、集金及び住警器配布のフロー例を作成した。フロー例については、町会・自治会の各班長が集金や住警器配布を行う例や、メーカー



が指定する日時及び場所に各個人が受け取りに行く例など、複数のケースについて用意した。

#### ●ポイント

住警器は単価が比較的高いため、共同購入を行う際には、集金業務が大きな課題の一つになることもある。購入規模が大きい場合、ある程度取りまとめた上での支払いをメーカーより求められることもあるが、集金を実施する場合、後々のトラブル防止のためにも、入念に準備を行うことが重要となる。

地域コミュニティ内でどなたかが集金業務を担当される場合、金銭を扱う業務に慣れていない可能性も考えられるため、準備の際の参考となるフロー例を用意することは、共同購入の円滑な実施のために効果的であると考えられる。

#### 工夫点⑤：高齢者のみの世帯等への設置支援

##### ●実施内容

住警器は天井や壁の高い位置に取り付ける必要があるため、高齢者のみの世帯等、自力での設置が困難な世帯には、地域の消防団がバックアップして設置支援を行った。

##### ●ポイント

配布した住警器が実際に活用されるためには、正しい方法で設置される必要がある。そのため、各世帯で購入された住警器が効果を発揮するためには、自力設置が困難な世帯等に対し、しっかりと設置のフォローまでを行っていくことも重要な取組となる。

#### 工夫点⑥：更なる普及のための即売会実施

##### ●実施内容

共同購入では購入しなかったが購入を検討している世帯、追加で購入を希望する世帯等、共同購入後に出てきたニーズに対応するため、住警器の即売会を実施した。即売会は、希望のあった5町会・自治会で行われ、メーカーと交渉して共同購入時と同価格での提供を実現。また、共同購入時と同じく、ケーブルテレビでの放送や、消防署と連携した戸別訪問などを行って広報活動を行った結果、約1,800個が販売された。

##### ●ポイント

1回の共同購入実施では、様々な事情により、すべての世帯の購入には至らないことも多い。一方で、共同購入の実施には多くの労力がかかるため、何度も実施することは困難である。

この事例では、「即売会」を開くことで、共同購入後の購入相談に対応した。「即売会」のメリットとしては、住警

器の受渡しや集金面で町会・自治会にかかる負担が比較的少なくなることが挙げられる。住警器の認知度が高まっている状況では、購入者のある程度の確保も期待できるため、共同購入実施後の普及策として、効果的な対応の一つであると考えられる。

#### (4) その他のポイント等

##### ●日々の防災活動の活用

この事例においては、共同購入における広報施策として、ケーブルテレビでの放送や、消防署と連携した戸別訪問の実施などが行われた。これらは、住警器の共同購入のために新たに行われた取組ではなく、これまで、地域コミュニティの防災活動の一環として行われてきた活動である。

住警器に関する取組については、日頃からの防災活動の一環としていかに取り込んでいけるかという点も、スムーズな実施のための重要な観点となる。

##### ●行政との連携

共同購入実施にあたっては、32の町会・自治会が一斉に取り組むため、問い合わせ等が多数発生することが予想された。そこで江戸川区役所葛西事務所が窓口となり、各関係者と確認を取りながら問い合わせ対応を実施。葛西事務所には、葛西地区自治会連合会の事務局が設置されており、日頃より行政と地域コミュニティが、連携して活動を展開している。

以上のように、行政機関である葛西事務所が、関係者連携の橋渡しとしての役割を果たしたことも、この共同購入の取組がスムーズに進んだ理由の一つであるといえる。行政と地域コミュニティの連携がうまく機能することにより、更なる効率的・効果的な活動が可能となる。

今回は、1,300戸以上が入居する大規模な集合住宅において、管理組合が主体となり設置を進めることで、設置率100%を達成した「集合住宅の管理組合における住警器の設置促進活動（取組主体：なぎさニュータウン管理組合（東京都江戸川区）」）を紹介いたします。

なお、本ノウハウ集は消防庁ホームページ（住宅防火情報）でもご覧いただけますので、参考としてください。

〈リンク先〉<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>

# 緊急消防援助隊情報

## 平成22年度全国航空消防防災協議会航空隊長会議 図上訓練(緊急消防援助隊活動想定)について

### 応急対策室

#### 1. はじめに

平成22年6月10日・11日の2日間、「平成22年度全国航空消防防災協議会航空隊長会議」が、東京都港区のメルパルク東京で開催されました。

この会議は、全国航空消防防災協議会の主催によるもので、航空消防防災の第一線で活躍する全国の航空消防隊長等が一堂に会する場として、58名の方が参加されました。

初日は、総務省消防庁の西浦敬応急対策室長の挨拶の後、同庁の鈴木三千紀航空専門官による消防防災ヘリコプターの現況説明、元陸上自衛隊航空学校長の山根峰治氏による「大規模災害時における Helicopter Joint Operation を効果的に行うために」、運輸安全委員会統括航空事故調査官の小杉英世氏による「ヘリコプターの事故事例」、国土交通省航空局技術部運航課専門官の川瀬孝氏による「航空法第81条の2及び第89条の運用等について」の講義が行われ、航空消防隊が抱える課題や今後の取組について、情報の共有化が図られました。

二日目は、各航空隊の緊急消防援助隊活動としての図上訓練が実施されましたので、その内容についてご紹介します。



パワーポイントによる状況付与

#### 2. 図上訓練実施要領

##### (1) 目的

- ① 受援初動対応の疑似体験
- ② 各航空隊受援計画の実効性検証
- ③ 受援活動全般に関する諸問題の検討
- ④ 他機関航空隊とのヘリコプター運用調整上の問題点抽出
- ⑤ 他機関航空隊との連携活動上の問題点抽出(情報共有、通信体制など)
- ⑥ ヘリコプターの安全運航確保に関する問題点抽出

##### (2) 災害想定

- ① 災害発生日時 6月12日(日)8時35分(隊長公休日)
- ② 架空県内の山間部(県境付近)を震源とした震度6強の地震が発生
- ③ 現地の天候は曇り、視程はおおむね10km以上、山頂付近は5km未満

##### (3) 訓練の前提条件

- ① 隊長が参集した時刻(9時20分)から訓練開始
- ② 隊長参集時、自隊ヘリコプターは情報収集活動のため、被災地方面に出動中

H B(ヘリベース:航空隊基地を意味する。)には運航管理者、隊員1名のみ、当面3名で対応する。

##### (4) 訓練の進め方

- ① 下記の条件を満たす県内の山間部地域を想定被災地域とする(受援県航空隊が事前に決定)
  - ・H Bから遠い地区でありF B(フォワードベース:前進拠点を意味する。)の設置が必要と思われる地域
  - ・国道(又は県道)沿いで、地震による道路途絶のおそれがある場所(観光スポットや集落がある地域)
- ② パワーポイントにて刻々と変化する状況が示される。
  - ・受援航空隊は状況进行分析し、各種判断・指示をする。
  - ・受援県庁災害対策本部は各防災関係機関航空隊との活動調整にあたる。





- ・ 仮想被災市及び管轄消防本部は、付与された状況にのみ対処するものとし、市内各部署や地上消防部隊の積極的展開などは省略する。
- ・ 各役割の指揮命令系統や組織の活動原理を考慮し、より現実的な対応を「役に成りきり」実施する。
- ③ コントローラーから追加付与される状況にも対応する。
- ・ パワーポイントにて表示する以外にも、コントローラーから臨機の状況の付加がある。
- ・ チェックリストを併用しながら対応も可（全国航空消防防災協議会発行「ヘリコプターベースの運用に関する調査研究報告書（平成21年3月）」P.63～P.77参照）

なお、隊独自のものがあれば独自のチェックリストを使用

- ④ HBでの状況付与に対する対処結果を記録する。
- ・ 運航管理者役が図上訓練状況対処記録表（当日配布）に記録する。

#### (5) 通信連絡方法

- ① 電話（仮想電話使用）
  - ・ 電話連絡の際は、電話席に移動し「〇〇に電話します。」と周囲に周知する。
  - ・ 電話の相手方は、電話席に移動し電話対応する。
- ② 無線（仮想無線機使用）
  - ・ 無線通信の際は通信室で仮想無線機（紙コップ）を口に当てて会話すること。（他の会話、通話と区別し、重要事項を聴取できるようにする。）
  - ・ 紙コップには「消防波」「航空波」の区別がつくようマジックで表示する。
  - ・ 地形その他の条件で無線通信が出来ないはずの場所



図上訓練（プレイヤーによるHB運営の様子）



図上訓練（コントローラーによる状況付与の調整）

同士の通信はしないこと。

（例：HBと山中の崖下にいる副隊長など）

#### (6) 役割分担

- ① コントローラー、② 受援県航空隊隊長、③ 受援県航空隊副隊長（県庁派遣）、④ 受援県航空隊副隊長（ヘリコプター運航指揮者）、⑤ 受援県航空隊運航管理者、⑥ HB事務所事務長（通信員兼務）、⑦ 受援県市長（災害対策本部兼務）、⑧ 受援県市町消防長（通信室兼務）、⑨ 受援県消防防災担当課長（担当者兼務）、⑩ 緊急消防援助隊指揮支援部隊長、⑪ 他機関（陸自・空自・海保・県警）調整担当、⑫ 応援航空隊

### 3. おわりに

大規模災害時には、緊急消防援助隊が被災地域に派遣され、受援県は応援隊の統制を行うこととなります。

各都道府県においては、受援計画を作成し、日頃から想定訓練をされていることと思いますが、今回の航空部隊の図上訓練においても、指揮命令系統の統制、被害状況の正確な把握、他機関との調整、給油体制の確立、ヘリコプターの特性を考慮した任務付与、ヘリコプターの飛行残時間の調整、日没時間を考慮した活動方針決定、夜間駐機場の体制、宿泊場所の確保等々、多くの課題が再認識されました。

今回の図上訓練で抽出された問題点や課題が、安全かつ効率的な航空運航に繋がるよう、受援計画のより一層の検証を進め、ヘリコプター運航調整班の整備等を推し進めていただきたいと思います。

関係者の皆様には、国民の安心と安全のため、災害への備えに万全を期していただき、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



山口県 下関市消防局  
消防局長 金子 庄治

海に開かれた海峡のまち

本州最西端に位置し、西に響灘、南に関門海峡、東に瀬戸内海と三方が海に開かれた海峡都市下関。

古より海峡とともに数多く歴史の舞台に登場しています。寿永4年(1185年)源平最後の対決「壇之浦の合戦」が行われました。この合戦に敗れた平家は滅亡。これは、中世から近世へ、貴族から武士へと時代が動いた瞬間でもありました。武士の時代は、徳川幕府の大政奉還までの約700年余続きましたが、その終わりを招いた



響灘にかかる角島大橋

明治維新は、この海峡で勃発した攘夷戦争(馬関戦争)を引金に始まりました。明治維新の原動力となった薩長同盟を成し遂げた土佐の坂本龍馬も、長州の高杉晋作、三吉慎蔵と深い結びつきを持ち、下関に長崎から妻のお龍(りょう)を迎え、活動の拠点としています。この頃の龍馬の手紙には、「下関に行く」ではなく、「下関に帰る」とあり、下関への心情が窺い知れます。

現在では、下関港国際ターミナルから韓国・釜山へ1日1便、中国・青島へ週2便フェリーが就航し、東アジアの人・物流の拠点としての役割を担っています。また、関門海峡に面する下関市民の台所である「唐戸市場」は、全国から多くの観光客が訪れる賑わいを見せています。



唐戸市場の賑わい

「安全で安心なまちづくり」をめざして

下関市は、人口28万6千人余、面積716km<sup>2</sup>の中核市として発展しています。当消防局は、現在1本部、6消防署、5出張所で組織され、消防職員322名と消防団員1,904名が市民の安全確保に努めています。「安全で安心なまちづくり」を重点目標に、様々な業務を推進しています。その一つとして、平成23年6月1日に既存住宅の設置義務を迎える住宅用火災警報器については、本年6月に猶予期限が1

年を切ることから、設置促進強化月間と位置付け、消防職員、婦人防火クラブ員によるローラー作戦を敢行し普及促進を図



住宅用火災警報器設置促進ローラー作戦

りました。また、8月には、団塊世代の大量退職に伴う若手職員への技術伝承と国際港である下関港のテロ災害を想定した消防活動訓練を行い、技術の習得、向上に努めています。

結びに

現在、当消防局は、本部と中央消防署合同の新消防庁舎建設、高機能消防指令センター整備を含めた消防指令業務の共同運用、消防救急無線のデジタル化とその広域化・共同化という喫緊の課題に直面しています。また、平成23年10月に開催される山口国体に向け、今年にはプレ国体が開催され、消防警備部門の対応も求められています。このような中、消防団と両輪となり、また、自主防災組織と一体となって、「安全で安心なまちづくり」に邁進していきます。

## 住警器普及啓発用ラッピング車両が登場

## 鶴岡市消防本部

鶴岡市消防本部では、住宅用火災警報器の設置普及促進を図るため、ラッピング車両を作成しました。この車両は、マイクロバスタイプの車両をベースに、前後左右と全面にラッピングを施しています。当市でも既存住宅への住宅用火災警報器の設置期限まで残り一年を切りましたが、管内の普及率は約23%とまだまだ普及が進んでいないのが現状です。住宅用火災警報器の早期設置と、最終的な普及率100%を目標に、このラッピング車両での広報活動を実施していきます。



車両全面に住警器設置促進をアピールしたラッピング車両

## 医大生による救急車同乗見学実習

## 新潟市消防局

新潟市消防局では、毎年4月から1年間、新潟大学医学部5年生の救急車同乗見学実習(BLS、JPTEC等含む)の受入れを行っており、本年も94名が参加しています。当局では、高度救急隊(ドクターカー)を運用していることから、病院前救護における医師と救急隊との連携活動の経験、時には劣悪な環境下での救急活動も経験しています。医師の卵に救急現場を知ってもらうことで、救急隊と医療機関との連携など病院前救護活動を理解してもらう意義深い実習となっていると考えています。



救急車内に配備している資器材の説明を受ける医学生

## 消防通信 望楼 ぼうろう

## 琵琶湖で水難救助訓練を実施

## 彦根市消防本部

彦根市消防本部では、水難事故が多発するシーズン中の7月27日・30日の二日間、琵琶湖において「遊泳中の男性一名が溺れた」との想定で水難救助訓練を実施しました。同訓練は、新たに配備した水難救助用資器材と水難救助用ゴムボート一艇を使用し、彦根市消防署特別救助係と南分署消防係との合同で、琵琶湖上での水難救助活動の連携および隊員の安全管理体制の確認を実施しました。各隊員は、「水難事故の発生時は、今回の訓練で培った技術・知識を発揮出来るように」と訓練に取り組みました。



水難救助活動の連携および隊員の安全管理体制の確認を実施

## 親子で学ぶ「親子救急教室」を開催

## 天草広域連合消防本部

天草広域連合消防本部中央消防署荅北分署は7月3日、東雲寺保育園園児の保護者や保育士、約50名を対象に「親子救急教室」を開催しました。教室では床に寝かせた我が子を前に意識の確認や気道確保、呼吸の確認など心肺蘇生法の流れに沿って行いました。呼吸の確認では、患者役の子どもさんに普段の呼吸や息を止めた状態などを演じてもらい様々な状況を把握することができました。保護者からは「楽しく、とてもためになりました。今度は参加されていない人にも声を掛けます。」との感想が寄せられました。



心肺蘇生法を学んだ「親子救急教室」

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより



## 平成21年度教育訓練の実施状況

消防大学校では、別表のとおり平成21年度に32回の教育訓練を行い、学科1,040人、実務講習518人、計1,558人の学生が所定の課程を修了しました。

平成21年度の教育訓練は、次のとおり実施しました。

- ① 専科教育の「救急科」は、従来の資格取得や技術向上を目的としたものから、救急隊長など管理監督的立場を対象とした実務管理に必要な知識・技術の修得や、救急業務に係る紛争予防方策など、業務管理全般の能力向上を目的とする内容に変更し、教育訓練を実施しました。
- ② 実務講習の「危機管理実務コース」は、平成20年度まで防災実務を主な教育項目として実施していた「防災実務管理コース」を、防災実務はもとより、新型インフルエンザ対策等を含めた総合的な危機管理をテー

マとし、名称も「危機管理実務コース」に改め実施しました。

このほか、総合教育課程4科、専科教育課程1科及び実務講習2コースにおいて、地震や大規模街区火災等における指揮・連携能力の向上を目的として、平成20年度、21年度に整備された「大規模災害対応訓練システム」を活用したシミュレーション訓練を実施しました。「大規模災害対応訓練システム」は、大規模火災や地震を想定し、消防本部と現地指揮本部における指揮訓練を、システムに組み込んだ映像、図面及び文字情報により現場の状況や想定を付与し、指揮者としての状況判断、決断指示、効果の確認、実態把握等災害状況の変化に対応する訓練を行うためのシステムです。

消防大学校では、カリキュラム向上の基礎資料とするために各学科・

コース修了時に学生に対しアンケートを実施しており、この学生の意見を参考に、積極的に教育訓練の企画案の検討を行い、教育訓練内容の見直しを行っています。



救急科による学生企画訓練



大規模災害対応訓練システムを活用した指揮訓練

## 消防大学校成績優秀者（学生番号順）

科名（期）	氏名	所属消防本部（都道府県）
幹部科（第20期） 4月8日～5月27日 21名	大館 典夫	所沢市消防本部（埼玉県）
	渡辺 浩二	静岡市消防局（静岡県）
救助科（第62期） 4月8日～6月3日 60名	高橋 重充	市川市消防局（千葉県）
	牧野 暁	横浜市消防局（神奈川県）
	山岸 誠	石川県消防学校（石川県）
	原 路哉	多治見市消防本部（岐阜県）
	平田 栄治	羽島郡広域連合消防本部（岐阜県）
	上村 和義	江南市消防本部（愛知県）
喜多 光晴	京都市消防局（京都府）	

## 別表 教育訓練の実施状況

区 分			実 績					平成22年度計画	
			消防講習所	消防大学校			卒業生数 合計		
				昭和23.6 ～昭和34.3 卒業生数	昭和34.4 ～平成21.3 卒業生数	平成21年度			
			回数			卒業生数			
学 科	総合教育	幹 部 科	(未実施)	3,041	5	272	3,313	5	360
		上級幹部科	668	3,640	1	42	4,350	1	48
		新任消防長・学校長科	(未実施)	280	2	97	377	2	120
		消防団長科	453	1,726	2	44	2,223	2	72
	専科教育	警 防 科	(未実施)	5,695	2	120	5,815	2	120
		救 助 科		2,682	2	120	2,802	2	120
		救 急 科		3,294	1	34	3,328	1	36
		予 防 科	386	5,499	2	96	5,981	2	96
		危 険 物 科	(未実施)	433	1	34	467	1	36
		火災調査科		766	2	99	865	2	96
		新任教官科		464	1	82	546	1	84
	その他	本 科	796	2,558	(統合済)		3,354	(統合済)	
		(専修科等)	817	840	(廃止済)		1,657	(廃止済)	
計			3,120	30,918	21	1,040	35,078	21	1,188
実 務 講 習	緊急消防援助隊	指揮隊長コース	(未実施)	396	1	35	431	1	36
		高度救助コース		140	1	48	188	1	48
		NBC・特別高度救助コース		385	1	48	433	1	48
		航空隊長コース		143	1	40	183	2	72
		航空隊コース		597	2	71	668	(廃止済)	
	防災教育科・危機管理科	トップマネジメントコース		861	2	110	971	2	136
		危機管理実務コース		1,973	1	68	2,041	1	108
		国民保護コース		303	1	43	346	1	108
		自主防災組織育成コース		225	1	55	280	1	60
	その他	新任消防長・学校長コース		78	(未実施)	2,640	(学科移行)	78	(学科移行)
		火災調査講習会		4,008					
		消防教育訓練コース							
		消防学校長研修会等		994		(廃止済)	994	(廃止済)	
計				12,743	11	518	13,261	10	616
合 計			3,120	43,661	32	1,558	48,339	31	1,804

# ガス機器による火災及びガス事故の防止

## 予防課

都市ガスやプロパンガスは、便利で私たちの生活になくってはならないものですが、取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。また、不完全燃焼によって発生する一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。そこで、ガスを使うときは次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

なお、消防庁ホームページ（住宅防火情報）でも「この火災の恐怖とその対処方法」についての映像資料がご覧いただけますので、参考としてください。

〈リンク〉 <http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>

### ガス機器の正しい取付け

- ① ガスコンロやガスストーブを柱や壁に近付けて使用すると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化して、低温でも発火することがあります。柱や壁などから間隔を取って使用してください。
- ② ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取付け、ひび割れ等の劣化がないか時々点検してください。

### ガス機器の正しい取扱い

- ① ガス機器を点火したときは、必ず火がついたかどうか確かめてください。
- ② ガスコンロを使用し、揚げ物等をしている際の火災が多く発生しています。揚げ物等をする際には絶対にその場を離れず、またどうしても離れる場合は短時間であってもコンロの火を必ず消してください。
- ③ 煮炊き等をする際も、鍋を火にかけたら目を離さないようにし、煮こぼれなどによる炎の立ち消えや加熱のしすぎによる空焚き等がないように注意してください。
- ④ コンロの周囲は、整理・整頓に努め、可燃物等に火が燃え移らないように注意してください。
- ⑤ 煮こぼれなどによるガスバーナーの目詰まりは不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素を発生させ、一酸化炭素中毒の原因にもなります。日頃から適度な清掃に努めてください。



天ぶら油過熱防止機能

### 十分な換気

- ① ガスが燃焼するためには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生するので大変危険です。換気扇を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。
- ② ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒が外れていたり、鳥が巣を作るなど物が詰まった状態ですと排気が不十分になり不完全燃焼が起きることがあります。異常を感じたら、直ちに排気筒が正しく取り付けられ、正常な状態にあるか点検してください。

### ガス漏れに気付いた時の注意点

ガス漏れなどの異常に気付いた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気の入換えをしてください。また、その際、換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには触れないでください。火花が発生し、爆発を起こす危険があります。

### 地震が発生した時の注意

- ① ガス機器を使用中に地震が発生した場合には、あわてずに火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中のガス機器に近付けないような揺れの大きな地震の際には、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処するようにしてください。使用していたコンロ、湯沸器などは、確実に消火してください。
- ② プロパンガスボンベを使用している場合は、プロパンガスボンベは必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震等で転倒しないよう鎖などで固定してください。

### 安全装置付ガス機器の使用

- ① ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化などによって起きるガス事故を防ぐため、ヒューズコック、マイコンメーター等の安全装置やガス警報器を設置し、噴きこぼれによる「立ち消え安全機能」、揚げ物等の調理中に油の温度が上がりすぎる前に自動的にガスが止まる「天ぶら油過熱防止機能」などの安全機能がついたガス機器を使用することが有効です。
- ② 安全暖房器具には、地震などの揺れを感じたり、誤って倒した時に自動的に消火する「対震自動消火機能」のほかに、ファンヒーターの消し忘れによる長時間運転時に自動的に消火する「消し忘れ自動消火機能」などがついているものがあります。ガスによる火災・事故を未然に防ぐために、これらのガス機器を積極的に使用すると有効です。

### 住宅用火災・ガス・CO警報器の設置

ガス機器による火災及びガス事故を総合的に防止するためには、ガス漏れと一酸化炭素の発生を検知する、ガス・CO警報器に、熱又は煙感知機能が加わった住宅用火災・ガス・CO警報器を設置することが有効です。



都市ガス用

LPガス用

住宅用火災・ガス・CO警報器

# 火山災害に対する備え

防災課

日本には108の活火山がありますが、国内では平成12年の有珠山、三宅島の噴火以来、大きな人的・物的被害を伴う火山噴火は発生していないため、「火山災害」と聞いても想像しづらいかもしれません。しかし、鹿児島県の桜島は現在も定期的に噴火して火山灰を降らせていますし、浅間山では昨年、噴石の飛散を伴う噴火が発生しています。その他、平成20年以降では雌阿寒岳、三宅島、霧島山、諏訪之瀬島で噴火が発生しています。

## 噴火警報と噴火警戒レベル

火山は、事前に噴火を予測できる場合がある一方で、ひとたび噴火すると、噴石・火砕流・泥流等が短時間で居住地域に襲来する可能性があります。このため、事前の迅速な避難が人的被害の有無を大きく左右します。

こうした火山災害の特徴を踏まえ、平成19年より噴火警報・噴火予報、噴火警戒レベルの運用が開始されています。平成22年7月現在、桜島がレベル3（入山規制）、その他の火山はレベル2または1となっていますが、仮にレベル4（避難準備）以上に引き上げられた場合、火山周辺地域では安全のため、避難準備または避難という具体的な防災行動を迅速に取ることが強く望まれます。

## 迅速な避難のために

いざという時に迅速に避難が行われるためには、平常時からの火山防災体制の整備が非常に重要となります。

### 1. ハザードマップの作成、配布

「火山が噴火すると、どの地域にどのような危険が及ぶのか」をわかりやすく示した火山防災ハザードマップを予め作成し、地域住民に配布することなどを通して、火山防災意識の高揚を図ることが減災につながります。

### 2. 避難体制の整備

いざという時に迅速に避難できるよう、避難場所や避難



桜島火山ハザードマップ(鹿児島市発行)

経路等を予め定めておく必要があります。特に、高齢者等の自力避難が困難な災害時要援護者に関しては、避難の際に誰が誰を支援するかを事前に決めておくなど、速やかに避難できるよう配慮する必要があります。

### 3. 情報伝達体制の整備

噴火警報や避難勧告等の情報を住民、観光客等に迅速に伝達するため、防災行政無線の整備や、消防団や自主防災組織等を通じた情報伝達体制の整備が重要です。

消防庁ホームページ内の「防災・危機管理 e-カレッジ」では、平成12年の有珠山噴火時の噴火の様子や自治体・住民の取組などを映像で紹介しています (<http://www.e-college.fdma.go.jp/bosai/image/image.html>)。また、雲仙岳災害記念館のホームページでは、平成の雲仙岳噴火の様子などが映像で紹介されています。こうした貴重な映像資料は、防災意識の啓発に非常に有効です。

なお、火山活動は想定している過去の事例どおりに推移するとは限らず、同じ火山でも噴火に至る過程や火口の位置などが異なることも珍しくありません。様々な事態に臨機応変に対処できるよう、実践的な訓練を通して「安全のための行動」を身につけることが重要です。



平成12年4月の有珠山噴火では、ふもとの居住地域にも甚大な被害もたらされたが、噴火前に迅速な避難が行われたこと等により、幸い人的被害はなかった。(写真提供:北海道)



日本の活火山分布図

# 消防の国際協力に対する理解の推進

参事官

消防庁では、災害から国民の生命、身体及び財産を守るという万国共通の課題に対応するため、消防機関、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と連携・協力の下、消防分野の国際協力を実施しています。

そのうち、海外からの研修生の集団研修として消火技術研修、救急救助技術研修及び火災予防技術研修の3コースを、それぞれ北九州市消防局、大阪市消防局及び東京消防庁を主な研修機関として実施し、本年度につきましては、15か国から合計22名の研修生を受け入れています。

これらの研修は、消火技術研修は昭和62年から、救急救助技術研修は昭和63年から、火災予防技術研修は平成2年からそれぞれ行われており、これまでの経験、創意工夫や熱意により内容の濃い研修が毎年実施されてきています。これまでこれら3コースへの研修参加者は、研修開始年からの累計で91か国528名（平成22年4月1日現在）にのぼります。

このほか、平成20年5月の中国四川省における大地震災害後、中国全土の地震緊急救援を担う中国地震局の研修実施能力強化のため、本年度から3年間の予定で「日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクト」を実施しているところです。本年度は、4月より東京消防庁からは長期及び短期専門家として、仙台市消防局、横浜市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、広島市消防局からは短期専門家としてそれぞれ中国への派遣に協力を頂き、継続的に現地の救助技術の指導にあたっています。また、災害応急対応能力の強化を目的として、我が国の災害応急対応に関わる行政官や研究者が短期専門家として現地の指導にあたり、本年5月には、災害応急対応能力強化に関する中国からの訪日研修をおよそ10日間の日程で実施したところです。今後とも、関係機関の協力のもと、救助能力及び災害応急対応能力の強化を軸として、本プロジェクトを推進していくこととしております。

そして国際交流として、アジア諸国における消防防災



インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害における国際消防救助隊（IRT）の検索救助活動

能力の向上や国際的なパートナーシップの涵養を図るため、第4回目の国際消防フォーラムをインドネシア共和国で開催するほか、今年度で9回目を迎える韓国との日韓消防行政セミナー、昨年度から中国との日中消防防災セミナーを開催し、今後も国際交流の推進を図っていく予定です。

加えて、海外での大規模災害発生時における国際緊急援助活動として、昨年9月に発生したインドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害の救援のため、当庁及び東京消防庁、札幌市消防局、福岡市消防局、さいたま市消防局、横須賀市消防局から国際消防救助隊員17名をインドネシア共和国へ派遣し、被災地において検索救助活動を実施したところです。

消防分野における国際協力は、「顔の見える援助」、「参加型の協力」としてその重要性はますます大きくなってきており、人口増加や都市化の進展が著しく、火災等の災害による経済的損失も大きくなってきている途上国からのニーズも増大しているところであり、今後とも、消防の国際協力に関するご理解ご協力をお願いします。



平成21年度消火技術集団研修  
（北九州市消防局）



平成21年度救急救助技術集団研修  
（大阪市消防局）



平成21年度火災予防技術集団研修  
（東京消防庁）



# 地震に対する日常の備え

## 防災課

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、日頃からのいざという時のための準備が大切です。

そのためには、皆さんが地震についての関心を持ち、地震発生時の安全確保や非常持出品について、普段から家庭で準備しておくことが大切です。

### 1. 家庭での防災会議

地震の時に家族が慌てず行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわからないことから、時間帯によって誰が在宅しているかなど、様々なケースを想定し、話し合っておきましょう。



- 話し合いでは、想定したケースごとに分担を決めるほか、高齢者や乳幼児など家族構成も考慮し、次のようなことも相談しておきましょう。
  - ・ 家の中でどこが一番安全か
  - ・ 避難場所、避難路はどこか
  - ・ 非常持出袋はどこに置いてあるか
- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。

### 2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災した時を考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

- 家族が離ればなれで被災した場合、自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られていますので、公衆電話等から利用できるNTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などのサービスについて活用方法を知っておきましょう。

### 3. 防災活動への参加

地震に備えるには、防災訓練などの地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

- 地震の時に、初期消火や救出救助活動を行うには日頃からの訓練が欠かせません。家族全員で防災訓練に参加しましょう。
- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間となっており、各地で防災訓練等が行われていますので、市町村役場などで確認しましょう。
- 災害などが発生した場合を想定し、参加者で被害状況や対応策について地図に書き込みイメージする「災害図上訓練」も行われています。
- 地域の自主防災組織などの活動に参加し、普段から地域で協力し合う体制を築いておきましょう。

### 4. 備蓄品・非常持出品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。数日間生活できるだけの『備蓄品』を備えておきましょう。

地震の被害によっては、避難を余儀なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持出品』を準備しておきましょう。

- 目安として最低限3日間程度の水や食料品を備蓄しましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。
- 備蓄品は、家族、地域の状況や消費期限などと照らし合わせて定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えます。
- 非常持出品は、備蓄品の中から、避難生活に必要なものを選ぶのがよいでしょう。備蓄品にない場合は、必要に応じて準備しましょう。
- 非常持出品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。背負える袋などに入れておけば、持ち出した時に両手が使えて便利です。



## 第58回全国消防技術者会議の開催

### 消防大学校消防研究センター

消防研究センターでは、第58回全国消防技術者会議を次のとおり開催します。多数の方々にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

#### 第58回全国消防技術者会議について

#### 1. 目的

全国の消防関係者を対象に、研究発表や情報交換、研究成果の普及を目的として毎年開催しています。

#### 2. 開催日時

平成22年10月21日(木)～10月22日(金)の2日間

#### 3. 場所

ニッショーホール

(東京都港区虎ノ門2-9-16)

#### 4. 対象

消防関係者(入場無料、要事前申込)

聴講申込みについては、9月下旬に都道府県を通じてご案内します。

#### 5. 主な内容

- (1) 特別講演 [21日 10:05～11:35]  
小堀鐸二研究所 武村雅之氏による講演  
(演題：地震と防災：過去を知り明日に備える)
- (2) 一般講演及び展示 [21日]
- (3) 平成22年度消防防災機器の開発等、消防防災科学論文及び原因調査事例に関する消防庁長官表彰式 [22日]
- (4) 平成22年度消防防災機器の開発等、消防防災科学論文及び原因調査事例に関する消防庁長官表彰受賞作品の展示・講演 [22日]
- (5) 消防防災科学技術研究推進制度の研究成果報告 [22日]

#### ○問い合わせ先

消防大学校消防研究センター 研究企画室

住所：東京都調布市深大寺東町4-35-3

電話：0422(44)8331(代)

E-mail：58\_gijutsusha@fri.go.jp

H P：http://www.fri.go.jp

## 広報テーマ

9 月		10 月	
① 9月9日は救急の日	救急企画室	① ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課
② 防災品の普及について	予防課	② 火山災害に対する備え	防災課
③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	防災課	③ 消防の国際協力に対する理解の推進	参事官
④ 原子力防災の取組等への理解の推進	特殊災害室	④ 地震に対する日常の備え	防災課

## 7月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第141号	平成22年7月 6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	地下貯蔵タンク及び地下埋設配管からの腐食等劣化による流出事故の連絡について（協力依頼）
消防危第144号	平成22年7月 8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について
消防予第306号	平成22年7月13日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	連動型住宅用火災警報器の譲与（第2回配備分）に係る手続き及び履行計画の協議窓口に係る調査について
消防参第252号	平成22年7月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁参事官	第13回全国消防救助シンポジウムの開催について（通知）
消防予第318号	平成22年7月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査について
消防災第317号	平成22年7月21日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	「消防団協力事業所表示制度」の要綱等の制定状況及び消防団協力事業所の認定状況に係る実態調査の結果（4月1日現在）について
消防危第156号	平成22年7月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物事故防止ブロック会議の開催について
消防危第158号	平成22年7月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防応第208号	平成22年7月27日	各道府県消防防災主管部長 東京消防庁・関係政令市消防長	消防庁応急対策室長	消防防災ヘリコプターの運航について

## 消防庁人事

平成22年7月27日付

氏 名	新	旧
河野 栄	退職（地方公務員共済組合連合会理事長へ）	消防庁長官
久保 信保	消防庁長官 命 消防庁倫理監督官	自治財政局長
市橋 保彦	併任解除	審議官 併任 総務課長
岡本 全勝	出向（総務省自治大学校長へ）	消防大学校長 併任 総務省大臣官房審議官
淵上 俊則	消防大学校長	総務省人事・恩給局次長
荒川 敦	総務課長	総務省自治行政局選挙部選挙課長
鈴木 信也	併任解除（総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長へ）	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課長 併任 国民保護・防災部参事官
開出 英之	出向（総務省大臣官房付へ）	消防・救急課救急企画室長
松元 照仁	消防・救急課救急企画室長	国民保護・防災部防災課国民保護室長
荻野 剛	国民保護・防災部防災課国民保護室長	総務省大臣官房付
長尾 一郎	長官付	国民保護・防災部防災課防災情報室長
白石 暢彦	国民保護・防災部防災課防災情報室長	経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課火災対策室長
渡辺 剛英	出向（経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課火災対策室長へ）	予防課設備専門官 併任 予防課理事官
三浦 宏	予防課設備専門官	予防課違反処理対策官 併任 予防課課長補佐
守谷 謙一	予防課違反処理対策官 併任 予防課消防技術政策室課長補佐	予防課消防技術政策室課長補佐
後白 一樹	出向（総務省情報流通行政局放送政策課政策係長へ）併任解除	国民保護・防災部防災課防災情報室主査 併任 国民保護・防災部参事官付主査
天野 宏	国民保護・防災部防災課防災情報室 併任 国民保護・防災部参事官付	総務省情報通信国際戦略局国際経済課

平成22年7月29日付

市橋 保彦	出向（総務省大臣官房付へ）（全国市町村国際文化研修所学長）	審議官
-------	-------------------------------	-----

平成22年7月30日付

濱田 敏彰	審議官	総務省大臣官房付
-------	-----	----------

平成22年7月31日付

長尾 一郎	退職（静岡県危機管理監代理 兼 危機管理部部長代理へ）	長官付
福田 結貴	出向（総務省大臣官房秘書課主査へ）（救急振興財団救命救命東京研修所総務部総務課副参事 兼 事務局総務部総務課副参事）	国民保護・防災部防災課応急対策室応急対策係長

平成22年8月1日付

石津 吉康	出向（防衛省研究本部研究員へ）	国民保護・防災部防災課国民保護運用室長
木戸口 和彦	国民保護・防災部防災課国民保護運用室長	防衛省陸上幕僚監部運用支援・情報部付
渡邊 洋己	長官付 退職（危険物保安技術協会技術統括官役兼企画部長事務取扱へ）	静岡県危機管理監代理 兼 危機管理部部長代理
谷 神善洋	国民保護・防災部防災課応急対策室応急対策係長	総務省大臣官房秘書課
安部 勝也	出向（総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課振興係長へ）	国民保護・防災部防災課防災情報室通信管理係長 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室消防防災ネットワークデジタル化支援係長
根本 俊一	国民保護・防災部防災課防災情報室通信管理係長 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室消防防災ネットワークデジタル化支援係長	総務省情報通信国際戦略局通信規格課地域標準係長
菊地 進	消防大学校調査研究部教授	総務省大臣官房秘書課課長補佐

平成22年8月9日付

上田 紘嗣	総務課主査（併任 総務省大臣官房秘書課主査）	総務省自治行政局公務員部公務員課主査
-------	------------------------	--------------------

平成22年8月10日付

川崎 勝幸	併任 国民保護・防災部参事官	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課長
-------	----------------	---------------------

平成22年8月16日付

吉田 楼蘭	出向（防衛省経理整備局装備政策課防衛産業班 兼 経理整備局装備政策課総括班 兼 経理整備局装備政策課開発・調達企画室）	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐
中本 敦也	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐	文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災研究地域連携推進官 併任 研究開発局地震・防災研究課防災科学技術推進室室長補佐